

京都府商工労働観光部
〔担当：産業振興課〕
TEL：075-414-5103
京都市産業観光局
〔担当：地域企業イノベーション推進室〕
TEL：075-222-3329

下請取引の適正化に関する府内主要発注企業への要請

原材料費やエネルギー価格の高止まりが続く中、その影響が多くの産業に広がっており、価格転嫁が困難な中小企業の収益を圧迫しています。

この度、京都府と京都市では、適切な価格転嫁をはじめ、下請取引の適正化を図るため、府内の主要発注企業に対して、要請を行いました。

1 要請日

令和6年11月8日（金）

2 要請内容

別紙のとおり

3 要請先

府内の主要発注企業 85社（※）

（※）次の条件のいずれかを満たす企業

- ・府内本社の製造業で上場している企業
- ・府内本社の製造業で未上場の大企業
- ・本社は府外だが、府内に大規模工場を有する企業

4 下請取引の適正化等に向けたその他の取組

- （1） 法に基づく権限を有する国に対して、発注元事業者の指導と監視の徹底など、対策の強化を求めてまいります。
- （2） 国の「下請かけこみ寺」等の専門機関との連携を密にし、その周知等にも積極的に取り組んでまいります。
- （3） 各産業支援機関の相談体制もいかし、企業独自の技術の獲得や、販路の拡大に向けた取組に挑戦できるよう、伴走支援を行ってまいります。
- （4） 国の「パートナーシップ構築宣言」制度の周知に取り組んでまいります。

6 産 振 第 1 9 1 号
産 地 第 3 5 号
令和 6 年 1 1 月 8 日

府内主要発注企業 代表者 様

京都府知事 西脇 隆俊
(公印省略)

京都市長 松井 孝治
(公印省略)

下請取引の適正化等について

平素は、府政及び市政の推進につきまして格別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

原材料費やエネルギー価格の高止まりが続く中、その影響が多くの産業に広がっており、価格転嫁が困難な中小企業の収益を圧迫しています。

こうした中、京都府及び京都市においては、中小企業支援に全力で取り組むとともに、地域の産業支援機関を通じて、下請取引をはじめ経営の諸課題に関する相談等に対応するなど、国とも連携して下請中小企業振興対策を積極的に推進しているところです。

国においても、下請代金支払遅延等防止法の迅速かつ効果的な運用を図るとともに、毎年 11 月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に普及・啓発事業などを集中的に実施されているところです。また、最近の労務費の急速な上昇への対応が求められる中、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」が策定されるとともに、独占禁止法や下請代金法上問題となる事案については、命令・警告・勧告など、これまで以上に厳正な執行が行われています。

つきましては、貴社におかれましても、事業者等の状況を十分に御賢察いただき、下請中小企業への「不当なしわ寄せ」が生じることのないよう、なお一層の下請取引の適正化に御対応いただきますとともに、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準等を踏まえ、労務費の価格転嫁を含めた適切な措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、国において、企業各社が取引先との共存共栄の取組や「取引条件のしわ寄せ」防止を宣言することで、サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携を図る「パートナーシップ構築宣言」の仕組みが創設されています。当該宣言への参加を検討いただきますようお願いいたします。

(担当)
京都府商工労働観光部
産業振興課
TEL 075-414-5103
京都市産業観光局
地域企業イノベーション推進室
TEL 075-222-3329

公取企第302号
20240918 中庁第2号
令和6年10月9日

京都府知事 殿

公正取引委員会事務総長
(公印省略)

中小企業庁長官
(公印省略)

下請取引適正化推進月間の実施について

貴府におかれましては、平素から、下請取引の適正化及び下請中小企業の振興に多大なる御尽力を頂き、誠にありがとうございます。心より御礼申し上げます。

公正取引委員会及び中小企業庁では、従来、下請取引の一層の適正化を推進するため、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）の効果的な運用等に努めているところであり、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発に係る取組を集中的に行っております。

本年度においても、別添実施方針に基づき、公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課及び中小企業庁事業環境部取引課において、それぞれ下請取引適正化推進講習動画の配信等により、下請法の普及・啓発を行うことといたしました。下請事業者を含む事業者等への本事業の広報等について御協力方よろしくお願い申し上げます。

(別 添)

令和6年度「下請取引適正化推進月間」の実施について (実施方針)

公正取引委員会
中小企業庁

公正取引委員会及び中小企業庁は、下請取引の適正化について、従来、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）の迅速かつ効果的な運用、違反行為の未然防止、下請中小企業振興法に基づく振興基準の遵守の指導等を通じ、その推進を図ってきた。

特に、毎年11月を「下請取引適正化推進月間」とし、この期間に下請法の普及・啓発事業を集中的に行うこととしており、本年度の下請取引適正化推進月間においては下記の事業を行う。

記

1 下請取引適正化推進講習動画等の配信

全国の下請取引を行う事業者を対象に、下請法及び下請中小企業振興法の趣旨・内容を周知徹底するために下請取引適正化推進講習動画等を配信する。

- (1) 公正取引委員会は公正取引委員会ウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/>) を通じ、下請法に関する考え方等を分かりやすく示した動画を配信する。
- (2) 中小企業庁は適正取引支援サイト (<https://tekitorisupport.go.jp/>) を通じ、下請法について、分かりやすく解説する e-learning 及びオンライン講習会を実施する。

2 各種媒体による広報

公正取引委員会及び中小企業庁からのニュースリリース、ホームページでの公表内容をソースとした新聞、雑誌、インターネット及び機関誌（都道府県、業界団体等）等での記事掲載を通じ、全国的に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

3 ポスターの掲示

公正取引委員会、都道府県、中小企業関係団体、事業者団体等の施設にポスターを掲示することにより、下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う。

(問い合わせ先)

公正取引委員会事務総局経済取引局取引部企業取引課	電話 03(3581)3375 (直通)
中小企業庁事業環境部取引課	電話 03(3501)1732 (直通)

「パートナーシップ構築宣言」を 作成・公表しませんか

①取引先との共存共栄の取組や、「取引条件のしわ寄せ」 防止を代表者の名前で宣言します。

以下の項目について、企業の代表者の名前で宣言します。

- サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を越えた新たな連携
- 親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準※）の遵守
- その他独自の取組

※ 下請中小企業振興法に基づく基準

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/shinkoukijyun.htm>)

②「宣言」はポータルサイト上に公表されます。

- （公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイト

(<https://www.biz-partnership.jp>) に提出すると、「宣言」が掲載されます。

※「振興基準」に違反し、主務大臣の指導・助言を受けた場合など、「宣言」を履行していないと認められる場合には、「宣言」のサイトへの掲載を取りやめることがあります。

③「宣言」企業は「ロゴマーク」を使うことができます。



<ロゴマークに込められた思い>

大企業と中小企業がうまく噛み合い、共存共栄していく

④一部の補助金について加点措置を講じます。

- 対象となる補助金については、ポータルサイトをご覧ください。

「宣言」の内容について

未来を拓くパートナーシップ構築推進会議事務局

- 内閣府政策統括官付
参事官（産業・雇用担当）付 03-6257-1540
- 中小企業庁企画課 03-3501-1765

「宣言」の提出・掲載について

- （公財）全国中小企業振興機関協会
03-5541-6688
提出先URL：<https://www.biz-partnership.jp>



当協会と都道府県協会の連携により
中小企業を支援します。
公益財団法人
全国中小企業振興機関協会

